

令和6年度介護報酬改定における改定事項について

リハビリテーション/作業療法士に関連するものを第 239 回介護給付費分科会参考資料1より下記に抜粋します。詳細は第 239 回介護給付費分科会資料をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37407.html

<訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション>

医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化	P.22
医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後のリハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、内容を把握することを義務付ける。	

退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進	P.23
医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行ったことを評価する新たな加算を設ける。 退院時共同指導料 600 単位/回	

訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進①	P.64
通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算について、新たな区分を設ける。 リハビリテーションマネジメント加算(イ) 同意日の属する月から6月以内 560 単位/月,6月超 240 単位/月 リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 同意日の属する月から6月以内 593 単位/月,6月超 273 単位/月 リハビリテーションマネジメント加算(ハ)(新設) 同意日の属する月から6月以内 793 単位/月,6月超 473 単位/月	

<通所リハビリテーション>

通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し①	P.76
ア 通常規模型、大規模型(Ⅰ)、大規模型(Ⅱ)の3段階になっている事業所規模別の基本報酬を、通常規模型、大規模型の2段階に変更する。 イ 大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。 i リハビリテーションマネジメント加算の算定率が利用者全体の80%を超えていること。 ii リハビリテーション専門職の配置が10:1以上であること。	

通所リハビリテーションにおける入浴介助加算(Ⅱ)の見直し	P.91
医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT 機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することを可能とする。	

<訪問リハビリテーション>

訪問リハビリテーションにおける集中的な認知症リハビリテーションの推進	P.54
<p>認知症の方に対して、認知機能や生活環境等を踏まえ、応用的動作能力や社会適応能力を最大限に活かしながら、当該利用者の生活機能を改善するためのリハビリテーションの実施を評価する新たな加算を設ける。</p> <p>認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240 単位/日</p>	

<介護予防訪問リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション>

介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価	P.73
<p>ア 利用開始から 12 月が経過した後の減算について、拡大を行う。ただし、定期的なりハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しを行い、LIFE ヘリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けて PDCA サイクルを推進する場合は減算を行わないこととする。</p> <p>イ 要介護認定制度の見直しに伴い、より適切なアウトカム評価に資するよう LIFE ヘリハビリテーションのデータ提出を推進するとともに、事業所評価加算の廃止を行う。</p> <p>介護予防訪問リハビリテーション 要件を満たした場合 減算なし 要件を満たさない場合 30 単位/回減算</p> <p>介護予防通所リハビリテーション 要件を満たした場合 減算なし 要件を満たさない場合 要支援1 120 単位/月減算 要支援2 240 単位/月減算</p> <p>事業所評価加算 廃止</p>	

<介護予防通所リハビリテーション>

運動器機能向上加算の基本報酬への包括化	P.142
<p>ア 運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化を行う。</p> <p>イ 運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせて算定していることを評価する選択的サービス複数実施加算について見直しを行う。</p> <p>一体的サービス提供加算 480 単位/月</p>	

<訪問看護>

理学療法士等による訪問看護の評価の見直し	P.137
<p>理学療法士等のサービス提供状況及びサービス提供体制等に係る加算の算定状況に応じ、理学療法士等の訪問における基本報酬及び 12 月を超えた場合の減算について見直しを行う。</p> <p>○ 次の基準のいずれかに該当する場合に以下の通り減算する</p> <p>① 前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること</p> <p>② 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと</p> <p>(介護予防)</p> <p>12 月を超えて行う場合は、介護予防訪問看護費の減算を算定している場合は、1回につき 15 単位を所定単位数から更に減算し、介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。</p>	